

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1785号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織上の区分	職		区分	組織上の区分	職		区分
知事の 事務部 局	(略)		4種	知事の 事務部 局	(略)		3種
	はまぐみ小児療育センター	所長			(略)		
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
教育委員会の 事務部 局	(略)		3種	教育委員会の 事務部 局	(略)		3種
	教育事務所	所長			次長		
	(略)				(略)		
警察	本部	(略)	5種	警察	本部	(略)	5種
		(略)				(略)	
		指導官				(略)	
		許認可管理センター長				(略)	
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。